

第一種感染症（第一類・結核以外の第二類感染症） 【出席停止期間】 治癒するまで

- エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、SARS、MERS、特定鳥インフルエンザ
- 感染症法の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

第二種感染症 【出席停止期間】 下を参照

- インフルエンザ**（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ除く） 発症後5日経過、かつ解熱後2日するまで
- 百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間適切な抗菌療法が終了するまで
- 麻疹 解熱した後3日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
- 風しん 発しんが消失するまで
- 水痘 全て発しんがかさぶたになるまで
- 咽頭結膜熱 発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 新型コロナウイルス感染症** 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで
- 結核 学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
- 髄膜炎菌性髄膜炎 学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで

第三種感染症 【出席停止期間】 学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで

- コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
- その他の感染症：特定の疾患は定められていない ※出席停止などは発生・流行状況により判断